

【事業名】

基本協定書（案）

（作成素材）

本作成素材は、各地方公共団体が基本協定書(案)を作成する際、作成する負担を軽減するため、ドラフトとして活用することを想定した資料です。資料はガイドライン等にあたるものではなく、例示であることから、適宜事業内容に応じて追記・修正し、ご活用ください。

平成●●年●●月

【地方公共団体名等】

[]

[]

基本協定書（案）

【事業名】（以下「本事業」という。）に関して、【地方公共団体名等】（以下「【県/市等】」といふ。）と〔各構成員及び各協力企業（以下総称して「選定グループ」という。）〕との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

第1条（用語の定義）

- 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 「提示条件」とは、本事業を実施する選定事業者の選定手続において【県/市等】が提示した一切の条件をいう。
 - 二 「入札説明書等」とは、本事業の一般競争入札に関し、【県/市等】より提示された入札説明書及びその添付書類（これらを対象とする質問回答を含む。）をいう。
 - 三 「選定事業者」とは、本事業を遂行することを目的として構成員が設立する特別目的の会社をいう。
 - 四 「代表企業」とは、選定グループを代表する企業をいう。なお、代表企業は構成員でなければならない。
 - 五 「構成員」とは、選定グループを構成する企業のうち選定事業者に出資する企業をいう。
 - 六 「協力企業」とは、選定グループを構成する企業のうち、構成員以外の企業で、本事業に関する業務を選定事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。
 - 七 「事業提案」とは、選定グループが、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
 - 八 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、【県/市等】と選定事業者との間で締結される契約をいう。
 - 九 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。

第2条（趣旨）

本協定は、本事業を対象とした一般競争入札により本事業の実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認し、第5条の規定に基づき構成員が本事業を実施するために今後設立する選定事業者をして、第7条の規定に基づき【県/市等】との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第3条（基本的合意）

- 1 【県/市等】及び選定グループは、本事業に関して【県/市等】が実施した総合評価一般競争入札により、本事業の実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認する。
- 2 選定グループは、提示条件を遵守のうえ、【県/市等】に対し事業提案を行ったものであることを確認するとともに、事業提案を誠実に履行することを誓約する。

第4条（【県/市等】及び選定グループの義務）

- 1 【県/市等】及び選定グループは、第7条の規定に基づき【県/市等】と選定事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 選定グループは、事業契約の締結の協議にあたっては、【県/市等】の要望を尊重するものとする。

第5条（特別目的会社の設立）

- 1 構成員は、遅くとも事業契約の仮契約締結日までに、選定事業者として、本事業の遂行を目的とする特別目的会社を設立するものとする。
- 2 選定事業者は会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
- 3 選定事業者の資本金は、〔提案時の金額〕円以上とする。
- 4 選定事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに基づく株式の譲渡制限、並びに取締役会、監査役を設置する旨を規定するものとし、同法107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。
- 5 選定事業者の定款には、会社法第108条第1項に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ、同法109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- 6 構成員は、選定事業者の創立総会又は株主総会において取締役及び監査役が選任されたときは、選定事業者をして、その選任後速やかにこれを【県/市等】に通知させる。また、その後取締役及び監査役の改選がなされた場合も同様とする。

第6条（選定事業者の出資者）

- 1 構成員は、第5条第1項に基づき選定事業者となる特別目的会社を設立するにあたり、別紙1に構成員それぞれの出資額として記載されている金額の株式の引受けをし、また、別紙1記載のその他の出資者をして記載されている金額の出資をなさしめる。
- 2 構成員は、選定事業者である特別目的会社の増資により第5条第3項の条件を満たすことを計画している場合、選定事業者となる特別目的会社設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業をして、別紙2記載の様式の増資計画書を提出させるものとする。
- 3 構成員は、選定事業者である特別目的会社設立時及び増資時における各出資者をして、以下の各号に定める事項を誓約せしめ、また、別紙3記載の様式の誓約書を事業契約の締結と同時に提出せしめる。
 - 一 株主は、選定事業者の株主構成に関し、常に構成員である株主によって選定事業者の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 すべての出資者は、原則として事業期間が終了するまで選定事業者の株式を保有す

るものとし、【県/市等】の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

三 出資者は、【県/市等】の事前の書面による承諾を得た上で、その所有にかかる選定事業者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙3と同内容の誓約書を予め【県/市等】に提出せしめるものとする。

四 選定事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。

第7条（事業契約の締結）

1 【県/市等】及び選定グループは、提示条件及び事業提案に基づき、【県/市等】と選定事業者との間における入札説明書に規定するところに従った事業契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 【県/市等】は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、選定グループより説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念等に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

3 【県/市等】及び選定事業者は、平成〔〕年〔〕月中を目途として事業契約を締結するものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に構成員にいずれかに次の各号の事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。

二 独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。

三 独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。

四 独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決（同条第3項の規定により原処分の全部を取り消すものを除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

五 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

六 構成員又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の刑が確定したとき。

4 構成員は本事業に係る落札者選定に関し、構成員のいずれかが前項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する金額の違約金を連帶して【県/市等】に支払わなければならない。

5 前項の規定は、【県/市等】に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、【県/市等】がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(注) 各県/市等によって違約金に関する特約条項等が異なるため、それぞれ各県/市等の関連制度等を参考のうえ、必要に応じ、適宜加筆、修正する必要がある。

第8条（準備行為）

- 1 選定グループは選定事業者となる特別目的会社の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、【県/市等】は、必要かつ可能な範囲で選定グループに対して協力するものとする。
- 2 構成員及び協力企業は、選定事業者となる特別目的会社の設立に際して、それ以前に構成員及び協力企業が行った準備行為を選定事業者に引き継ぐものとする。

第9条（資金調達協力義務）

構成員は、事業提案に示した資金調達・事業計画提案書に従い、選定事業者へ出資し、選定事業者への出資者を募り、また、選定事業者による借入れその他の選定事業者の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

第10条（業務の委託等）

- 1 構成員は、選定事業者をして、本事業に関する各業務を、別紙4の記載に従い委託させ、又は請け負わせるものとし、かつ、各業務に関して、別紙4の記載に従い、自ら受託者又は請負人として、選定事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。
- 2 協力企業は、本事業に関する各業務に関して、別紙4の記載に従い、自ら受託者又は請負人として、選定事業者との間で委託契約又は請負契約を締結するものとする。

第11条（事業契約の不成立）

【県/市等】及び選定グループのいずれの責にも帰すべからざる事由により【県/市等】と選定事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に【県/市等】と選定グループが本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第12条（秘密保持）

【県/市等】と選定グループは、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、当事者の弁護士その他本事業のアドバイザーに開示する場合、構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び【県/市等】が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第13条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条及び第12条の規定は存続するものとする。

第14条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて【県/市等】と選定グループが協議して定めるものとする。

第15条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は●●地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書〔 〕通を作成し、【県/市等】及び選定グループの各構成企業は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

【県/市等】

地方公共団体 住所
氏名

選定グループ

構成員 住所
(代表企業) 氏名

構成員 住所
氏名

構成員 住所
氏名

協力企業 住所
氏名

協力企業 住所
氏名

別紙1 設立時の出資者一覧

[事業提案に基づき記載する。]

別紙2 増資計画書の様式

[事業提案に基づき作成する。]

別紙3 出資者誓約書の様式

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

【地方公共団体の知事/市長】

出資者誓約書

【事業名】（以下「本事業」という。）に関して、【地方公共団体名等】（以下「【県/市等】」といふ。）と【選定事業者の商号】（以下「選定事業者」といふ。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」といふ。）に関して、選定事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】及び【構成員の商号】（以下「当社ら」といふ。）は、本日付けをもって、【県/市等】に対して下記の事項を連帶して誓約し、かつ、表明及び保証をします。

なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 選定事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 選定事業者の本日現在における議決権の総数は〔 〕個であり、うち〔 〕個を〔 〕が、〔 〕個を〔 〕が、及び〔 〕個を〔 〕が、それぞれ保有していること。
3. 選定事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中最大とはなっていないこと。
4. 選定事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権行使すること。
5. 選定事業者が事業契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する選定事業者の株式〔又は選定事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む。）〕の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を【県/市等】に対して書面により通知し、【県/市等】の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融资契約書の写しをその締結後速やかに【県/市等】に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、事業契約の終了までの間、選定事業者の株式〔又は選定事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む。）〕を保有するものとし、事前に【県/市等】の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する選定事業者の株式

[又は選定事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む。）] の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に【県/市等】の書面による承諾を得て行うこと。

出資者（代表企業たる構成員）

住所 []

商号 []

代表者 [役職] [氏名]

出資者（構成員）

住所 []

商号 []

代表者 [役職] [氏名]

出資者（構成員）

住所 []

商号 []

代表者 [役職] [氏名]

別紙4 業務委託・請負企業一覧

[事業提案に基づき作成する。]